

法人の事業税

納める方

- ・県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人（公益法人等は収益事業を行っている場合に限る。）
- ・人格のない社団や財団で、収益事業を行い、法人とみなされるもの

納める額

課税標準額 × 税率

納める時期と方法

次表「●申告と納税」により、主たる事務所等の所在地を管轄する県税事務所等に法人の県民税・特別法人事業税・地方法人特別税とあわせて申告して納めます。

●申告と納税

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が 6ヶ月を超える 法人注1)	(1) 予定申告	前事業年度 の税額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日以後6か月 を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく 中間申告注2	仮決算の所得 (収入) 金額 $\times$ 税率注3	
確定申告	—	所得 (収入) 金額 $\times$ 税率 $-$ 中間 納付額注3	事業年度終了の日から2か月以内 (一定の場合には、この期限 を延長することができます。)
解散法人の 申告注4	(1) 清算中の各事業年度が 終了した場合の申告	所得(収入) 金額 $\times$ 税率注3	事業年度終了の日から2か月 以内
	(2) 残余財産の一部を分配 した場合の申告	分配額が解散 当時の資本金 額等を超える部分 $\times$ 税率	分配の日の前日まで
	(3) 残余財産が確定した場 合の申告	清算所得金額 $\times$ 税率 $-$ 清算中の予納額	残余財産確定の日から1か月 以内と残余財産の最終分配日 の前日とのいずれか早い日

注1 次の法人は、中間申告をする必要はありません。

- (1) 所得を課税標準とする法人（連結申告法人を除く。）であり、法人税の中間申告義務がない法人
- (2) 所得を課税標準とする連結申告法人であり、前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下である法人  
注 (1)又は(2)に該当する法人であっても、外形標準課税法人又は収入金額課税法人は中間申告をする必要があります。  
特別法人
- (4) 清算中の法人(清算中の通算子法人を含む)

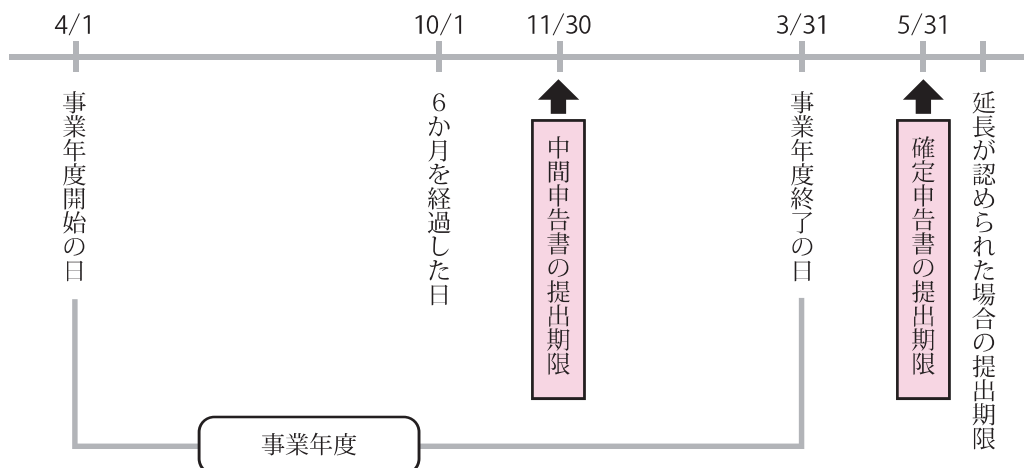
注2 次の法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができません。

- (1) 仮決算による中間申告税額が、予定申告に係る事業税額を超えている法人
- (2) 通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人のうち、所得割を納付すべき法人
- (3) 所得割を申告納付すべき連結申告法人

注3 外形標準課税法人の場合は、仮決算に基づく中間申告及び確定申告では所得割額、付加価値割額、資本割額の合算額を、清算中の各事業年度が終了した場合の申告では所得割額及び付加価値割額の合算額を申告納付します。

注4 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、解散後も確定申告を行います。ただし、残余財産が確定した場合の確定申告の申告納期限は、残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最終分配日の前日とのいずれか早い日となります。

●中間申告・確定申告の基本スケジュール(例示)



●税率

区分	法人の種類	所得等の区分	税率						
			平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
ア	①普通法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%	
		年800万円を超える所得及び軽減税率不適用法人	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%	
	②特別法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		年400万円を超える所得及び軽減税率不適用法人	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%	
	③外形標準課税法人(資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人)	所得割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%	1.0%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	1.0%	
年800万円を超える所得及び軽減税率不適用法人		4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%		
付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%		
	資本割	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%		
イ	電気供給業(小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業・保険業・貿易保険業	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	
ウ	①②の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	
		所得割	—				1.85%	1.85%	
	③の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	
		付加価値割	—				0.37%	0.37%	
		資本割	—				0.15%	0.15%	
エ	特定ガス供給業	収入割	—				0.48%		
		付加価値割	—				0.77%		
		資本割	—				0.32%		

\*1 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。  
 \*2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業に限ります(それ以外のガス供給業は1号又は4号に区分されます。)。令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、導管ガス供給業、ガス製造事業者が行うガス供給業及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項の義務を負う者に限ります。)が行うガス供給業に限ります。  
 \*3 令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、外形標準課税法人の場合も軽減税率を適用する場合がありますでしたが、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税法人は軽減税率の適用対象外となりました。

## 特別法人事業税・地方法人特別税(国税)

特別法人事業税及び地方法人特別税は国税ですが、都道府県が法人の事業税とあわせて賦課徴収を行います。

特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。また、地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

### 納める方

法人の事業税（所得割・収入割）の納税義務がある法人

### 納める額

法人の事業税（所得割額・収入割額）× 税率

### 税率

#### ●特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税法人	260.0%	260.0%	260.0%
	特別法人	34.5%	34.5%	34.5%
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37.0%	37.0%	37.0%
基準法人 収入割額	小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業又は特定ガス供給業を行う法人以外の法人	30.0%	30.0%	30.0%
	小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人	30.0%	40.0%	40.0%
	特定ガス供給業を行う法人	—	—	62.5%

※特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

#### ●地方法人特別税

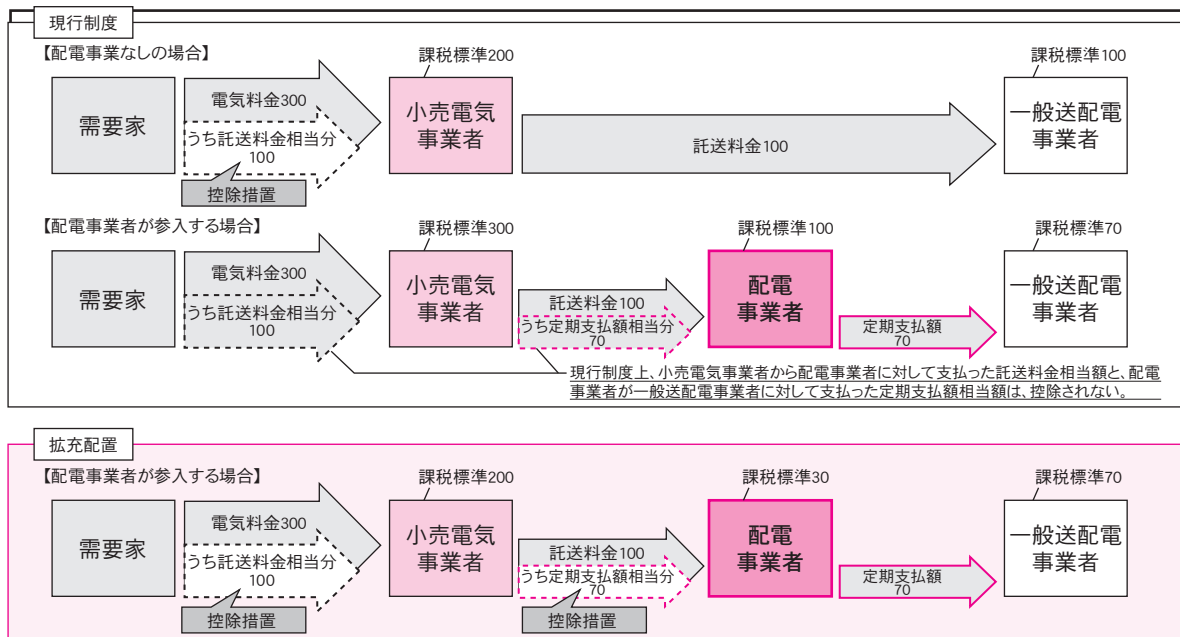
課税標準	法人の種類	税率		
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税法人	67.4%	93.5%	414.2%
	特別法人	43.2%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	43.2%	43.2%	43.2%

### 納める時期と方法

法人の事業税とあわせて、法人の事業税と同じ方法により、県に申告して納めます。

● 近年の主な税政改正について（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税） ●

1 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長  
（令和5年度税政改正）



2 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し（令和4年度税制改正）

○外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の法人事業税所得割について、標準税率を1.0%とする。

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超 800万円以下の金額	400万円以下の金額
現 行	1.0% (3.6%)	0.7% (2.52%)	0.4% (1.44%)
改 正 案	1.0% (3.6%)		

（注）括弧内は特別法人事業税相当分を含む税率。

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。